平成２４年（フ）第１８３号
静岡県熱海市渚町13番11号　寿し忠ビル３Ｆ―18号、前住所静岡県三島市安久37番地の６
破産者　田村　勇人
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1194番地の92
破産者　佐藤　安弘
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1194番地の92
破産者　佐藤　圭子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
兵庫県姫路市苫編南１丁目16番地
破産者　上田瓦店こと　上田　良平
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８１号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1994番地11、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿943番地
破産者　榎　　紀子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３１６号
広島市中区宝町７番16号　２Ｆ
破産者　八丁堀食堂ごぶりんこと　奥園　優子（旧姓向野）
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４９号
福岡県田川郡川崎町大字川崎91番地の27、破産手続開始決定時の住所福岡県田川市大字伊加利983番地
破産者　渡邉　榮治
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４号
福島県二本松市長者宮２番地４
破産者　高田石　明
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
千葉県旭市ニの1386番地15
破産者　勝部　香織（旧姓山下）
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２８号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目１番５―301号
破産者　サイヤド　ラシッドこと　ＳＹＥＤ　ＲＡＳＨＩＤ　ＺＡＩＤＩ
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２９号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目１番５―301号
破産者　サイヤド清子
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１号
神奈川県足柄上郡大井町上大井671番地３グリーンピア西湘604、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1284番地１
破産者　小倉　博子
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０２号
神奈川県足柄上郡大井町上大井671番地３グリーンピア西湘604、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄上郡大井町金手11番地７
破産者　小倉　朋之
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７０号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目３番14号
破産者　兵頭　優大
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
新潟県長岡市石動南町42番地１、前住所新潟県長岡市雲出町1622番地
破産者　井上　利行
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
長野市七二会己2578番地
破産者　宮澤　　誠
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
岐阜県高山市初田町３丁目100番地１
破産者　古橋　　稔
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
岐阜県高山市初田町３丁目100番地１
破産者　古橋　正臣
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
岐阜県高山市片野町１丁目70番地９　Ｉマンション３―210号
破産者　木谷　　滋
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係